

### 第3章 服務

#### ○職員の服務の宣誓に関する条例等に関する条例

〔平成11年4月1日  
条例第11号〕

改正 平成17年11月1日 条例第20号

(目的)

第1条 この条例は、地方公務員法第31条（服務の宣誓）、第35条（職務専念する義務）、第55条の2（職員団体のための職員の行為の制限）に基づき、共同処理する事務を執行するについて、職員の服務の宣誓等について定めることを目的とする。

(準用する条例)

第2条 前条の事項に関しては、木曾町の次の条例を準用する。

- (1) 木曾町職員の服務の宣誓に関する条例（平成17年木曾町条例第35号）
- (2) 木曾町職務に専念する義務の特例に関する条例（平成17年木曾町条例第36号）

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成17年11月1日条例第20号）

この条例は、平成17年11月1日から施行する。